

福山市聴覚障害者地域活動支援センター運営規程

(目的)

第1条 福山市聴覚障害者地域活動支援センター（以下「センター」という。）は聴覚障害者等が地域において自立した日常生活および社会生活を営むために、第4条に掲げる情報の提供、日常生活に関する訓練、相談その他の機会の提供などの事業を行うことにより聴覚障害者等の社会参加の促進を図るとともに、日常生活に必要な便宜の供与を適切かつ効率的に行うことを目的として設置する。

(設置場所)

第2条 センターは、福山市西町1丁目19番2号に置く。

(従業者等の職務)

第3条 センターに次の職員を置く。

- (1) 所長
- (2) 副所長
- (3) 常勤的専従職員1名又はこれに相当する員数の職員

2 センターの職員は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 所長は、事業が円滑かつ適正に行われるよう管理する。
- (2) 副所長は所長を補佐するとともに、所長不在のときは、その職務を代理するものとする。
- (3) 指導員は、所長の指示により事業の企画、管理を行うとともに、指導者として利用者の指導等を行う。
- (4) 指導員は、各事業項目のうち当事者等の相談、集団での訓練、利用者の自主研修等のリーダーとして主導的役割を果たす。

(事業)

第4条 センターは、第1条の目的を達成するため、聴覚障害者の日常生活、社会生活上必要な各種の情報提供及び訓練、相談その他の次に掲げる援助を提供する。

- (1) 聴覚障害者のための情報の収集・作成及び提供事業
- (2) コミュニケーション訓練事業及び訓練指導者育成事業
- (3) IT訓練、サポート及び訓練指導者育成事業
- (4) 表現・芸術活動の支援事業
- (5) スポーツ活動の支援事業
- (6) 日常生活訓練・支援事業
- (7) 聴覚障害児（者）の教育・生活にかかわる相談事業
- (8) コミュニケーション支援事業
- (9) 関係団体支援事業
- (10) その他日常生活相談等、生活全般にわたる支援事業

(開設日及び時間)

第5条 センターの開設時間は、午前9時から午後5時までとする。

2 センターは、次に掲げる日を休所する。

(1) 水曜日

(2) 第一・三日曜日

(3) 年末、年始（概ね12月27日から1月5日）、ゴールデンウィーク（概ね5月1日～5日）、夏季（概ね8月12日～17日）

(4) 祝日（但し、土曜日及び日曜日は祝日であっても開所する）

(5) その他所長が特に認める日

3 前項第5号により所長が特別の休所日を定めるときは、あらかじめ利用者に告知するものとする。

(運営及び利用の原則)

第6条 センターは、利用者等の意思及び人格を尊重し、常に利用者等の立場に立って地域及び家庭との結びつきを尊重し、福山市、関係機関、障害福祉サービス事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者等との連携し、運営するものとする。

2 利用者は、センターの設置目的に従いセンター及びセンターの提供する利便を活用して当事者として自立した生活を営むよう努めなければならない。利用に当たっては、センターの設置目的を尊重し、他の利用者の活動を阻害してはならない。

(緊急時の対応)

第7条 地震、水害その他の災害に対応するため避難経路及び場所を確保しておくものとする。

2 火災その他の緊急時に対応するため、消火器その他の安全器具を設置し、避難経路を確保すると共に、利用者に周知を図り、利用者の協力を得て定期的に避難訓練を実施するものとする。

3 利用者の健康上などの緊急時に対応するため利用者に必要な医療機関等との連携を図れるよう、連絡体制の確保に努めるものとする。

(権利侵害の防止)

第8条 センターの運用にあたっては虐待、プライバシー侵害その他の権利侵害が生じないように常に適正に管理するとともに、定期的にセンターの運営に従事する者の研修を行うものとする。

2 センターの利用者が前項に掲げる権利侵害その他の不利益を受けることを防止するため、センター内に苦情を申し出ることの出来る窓口を掲示するほか、口頭その他の方法で周知するなど適正な措置をとるものとする。

(記録等)

第9条 センターに次に掲げる帳票を設置し記録を整備する。

(1) 利用者に関する記録

(2) サービス提供の記録

- (3) 苦情の内容等の記録
- (4) 事故があった場合の状況及び事故に際して採った措置についての記録
- (5) 職員に関する記録
- (6) 設備及び備品に関する記録
- (7) 会計に関する記録
- (8) 指導監査、重要な通知書その他の運営に関する記録

2 前項の記録は記録した年の年末度から5年間センターの所定の場所に保存する。

(個人負担等)

第10条 センターの行う事業のためセンターを利用し又はセンターの提供する利便を利用する場合は、無料とする。ただし、提供する利便に要する原材料、消耗品その他の費用及びイベントなどの会費はその際に定めた額を徴収することができるものとする。

(運営委員会)

第11条 センターの適正な運営を図り、センターの運営に関する苦情などに対応するため「福山市聴覚障害者地域活動支援センター運営委員会(本条において「運営委員会」という。)を設置する。

2 運営委員会に関し必要な事項は所長が別に定める。

(雑則)

第12条 この規程は、常にセンター内に常備し、重要事項は利用者に口頭そのほかの方法により説明するものとする。

2 この規程に定めのない事項は、所長が別に定める。この場合において別に定めた事項のうち重要事項については前項に準じて取り扱うものとする。

(附則) この規程は、2009年10月30日から施行する。

(附則) 2014年8月25日から施行する。

(附則) 2023年4月1日から施行する。

(附則) 2023年11月1日から施行する。